

令和元年10月14日(月)

国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所
長野県 建設部 ・ 長野市 ・ 須坂市

記者発表資料

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、関東地方整備局(長野県内)、長野県及び長野市並びに須坂市が管理する一般国道、県道及び市道上の放置車両について、必要な処置を実施します。

台風19号の豪雨災害を受け、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、長野市及び須坂市内の被災地内に存する道路の管理者である関東地方整備局長野国道事務所、長野県、長野市、須坂市は災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、別紙区間について、本日、指定しました。

別紙区間においては、交通に支障のある場合には、立ち往生車両の移動等を行います。当該道路に放置している車両は、速やかに移動するようお願いいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会、
長野県庁会見場・長野市政記者クラブ・長野市政記者会・須坂市政策推進課広聴広報係

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 副所長(技) 森 勝利(もり かつとし)
TEL 026-264-7001(代表)

長野県 建設部 道路管理課長 中田 英郎 (なかた ひでろう)
TEL 026-235-7301(直通)

長野市 建設部 監理課長 丸野 純一 (まるの じゅんいち)
TEL 026-224-8704

須坂市 まちづくり推進部 道路河川課長 滝澤 秀芳 (たきざわ ひでよし)
TEL 026-248-9006

(別紙)

災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき指定する区間

【国土交通省 管理路線】

路線	区間		延長 (km)	備考
	始点	終点		
一般国道 18 号	長野市大字柳原 (柳原北交差点)	長野市豊野町大字蟹沢 (浅野交差点)	7.95	新規

【長野県 管理路線】

路線	区間		延長 (km)	備考
	始点	終点		
一般国道 403 号	長野市若穂川田	長野市若穂綿内	1.4	新規
一般国道 403 号	長野市松代町東寺尾	長野市松代町柴	3.3	新規
主要地方道 長野菅平線	長野市若穂牛島	長野市若穂川田	2.6	新規
主要地方道 豊野南志賀公園線	長野市豊野町豊野	小布施町飯田	1.4	新規
主要地方道 長野真田線	長野市篠ノ井西寺尾(赤坂交差点)	長野市松代町松代(荒神町交差点)	2.4	新規
主要地方道 長野信州新線	長野市篠ノ井石川	長野市御幣川	1.1	新規
主要地方道 長野上田線	長野市篠ノ井塩崎	長野市篠ノ井塩崎	1.1	新規
主要地方道 長野上田線	長野市篠ノ井塩崎(篠ノ井橋北)	長野市篠ノ井塩崎平久保	1.0	新規
一般県道 長野豊野線	長野市西三才	長野市豊野石	3.3	新規
一般県道 村山豊野停車場線	長野市村山	長野市豊野(一)長野豊野線交点	6.0	新規
一般県道 関崎川中島(停)線	長野市松代町大室	長野市真島町真島	1.5	新規
一般県道 関崎川中島(停)線	長野市真島町真島	長野市真島町真島	0.2	新規

一般県道 中村金井山（停）線	長野市小島田町	長野市松代町柴	1.0	新規
一般県道 松代篠ノ井線	長野市松代町岩野	長野市篠ノ井小森	2.6	新規
一般県道 清野篠ノ井（停）線	長野市松代町岩野	長野市篠ノ井御幣川	1.4	新規
一般県道 川合川中島線	長野市小島田町	長野市真島町真島	2.9	新規
一般県道 村山小布施停車場線	須坂市村山	須坂市小島	3.3	新規
一般県道 新田春木線	須坂市小島	須坂市新田	0.8	新規
一般県道 相之島高山線	須坂市相之島	須坂市新田	1.0	新規

【長野市 管理路線】

路線	区間	
長野市道 全線	長野市支所設置条例第2条及び同別表に記載されている支所のうち、 若穂支所、古里支所、柳原支所、朝陽支所、長沼支所、豊野支所、篠ノ井支 所、松代支所の管理する区域に存する区間	新規

【須坂市 管理路線】

路線	区間	
須坂市道 全線	須坂市 福島区、中島区、村山区、相之島区、北相之島区、小島区、豊島区、 八重森区、沼目区、西島区、高梨区に存する区間	新規

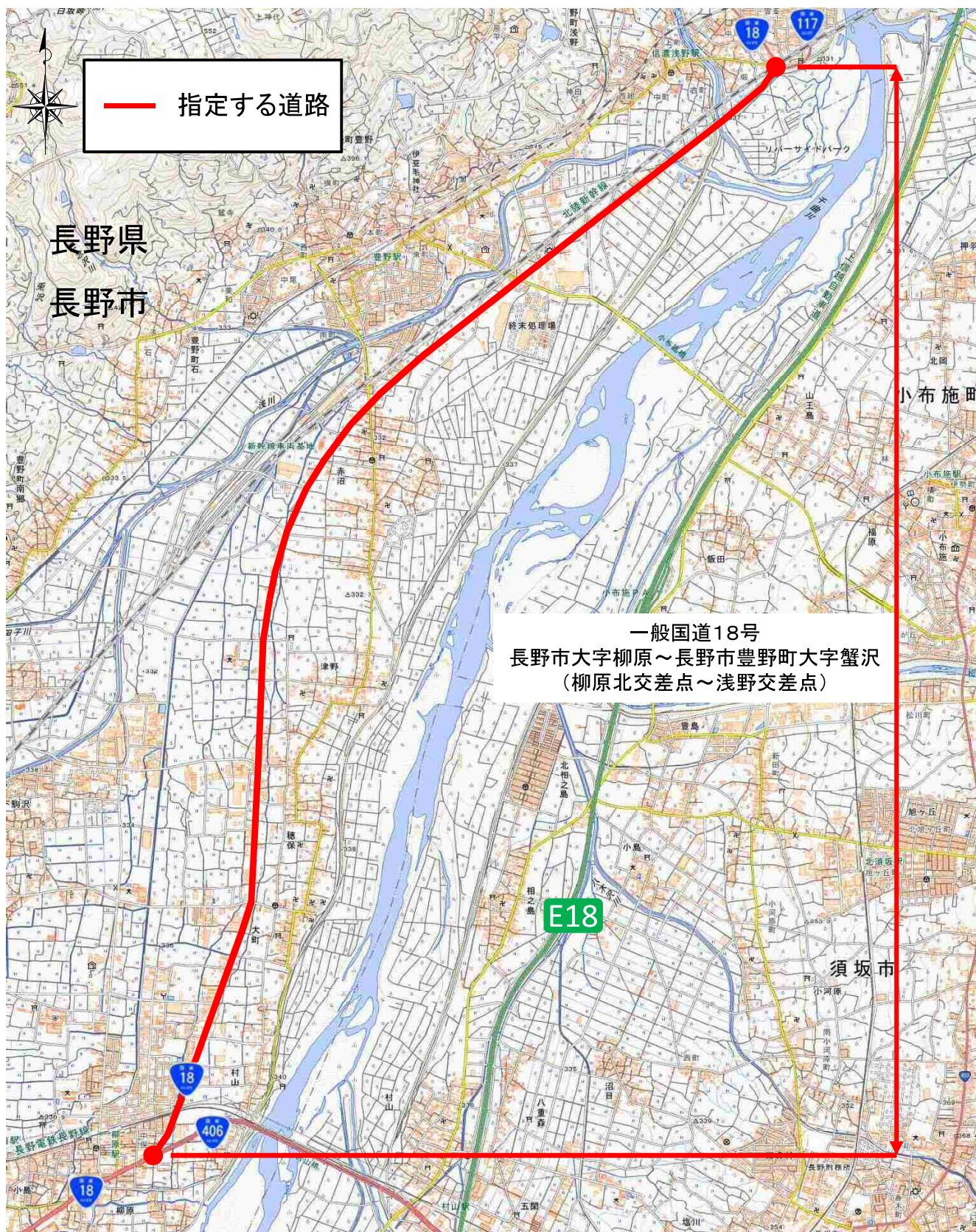
参照条文

災害対策基本法

(災害時における車両の移動等)

第76条の6 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

指定する区間図(長野国道事務所管理)



指定する区間図(長野県管理)



●災害対策基本法の一部を改正する法律

参考

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破壊を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

※資料は、内閣府記者発表資料より引用